

国民医療費の範囲

国民医療費とは

医療機関等における保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用を、各医療保険制度等の事業年報や、公費負担医療給付制度における実績報告等の支払い確定額を用いて推計したものの。

国民医療費の対象

保険診療の対象となる費用

医科診療にかかる診療費（入院・入院外）

歯科診療にかかる診療費

薬局調剤医療費

処方箋により保険薬局を通じて支給される薬剤料、調剤基本料等技術料

入院時食事・生活医療費

訪問看護医療費

療養費等

医療保険等の給付対象となる柔道整復師、あん摩・マッサージ、はり・きゅうによる治療費、移送費、補装具等の費用

✓ 主な制度区分

- 医療保険制度等
 - ・健保等被用者保険
 - ・国民健康保険
 - ・後期高齢者医療制度
- 公費負担医療給付
 - ・生活保護法の医療扶助
 - ・感染症法の入院医療費
 - ・難病法の特定医療費 等
- 労災等
 - ・労働者災害補償保険
 - ・公務員災害補償法
 - ・公害健康被害補償法 等
- 患者負担等
 - ・医療保険制度等の一部負担分
 - ・全額自費

※令和4年4月以降、不妊治療における生殖補助医療は保険適用開始に伴い国民医療費の対象となった。

国民医療費に含まれないもの

保険診療の対象とならない費用

<主なもの>

- 評価療養（先進医療等）の費用
- 選定療養（差額ベッド代、歯科の金属材料等）の費用
- 正常な妊娠・分娩、産じょくの費用
- 美容整形費
- 健康診断・検診、予防接種等の費用
- 買薬の費用
- 医師の指示によらないマッサージ等（医療保険等適用外部分）の費用
- 介護保険法における訪問看護費

新型コロナにかかる費用では

国民医療費に含まれるものの例

- 医師が診療の一環として行う検査（保険適用分）
- コロナ治療にかかる入院医療費
- 自宅療養・宿泊療養における外来、往診、訪問看護の医療費
- 薬局調剤医療費（コロナ治療薬は国による一括購入配布分を除く）

国民医療費に含まれないものの例

- ワクチン接種にかかる費用（ワクチン代、医師への報酬等）
- 行政の判断において行われる検査（保険適用外分）
- 検査キットの無料配布にかかる費用
- コロナ治療薬のうち国による一括購入配布分